

公益社団法人広島県パラスポーツ協会強化指定選手選考・支援基準

1 目的

公益社団法人広島県パラスポーツ協会（以下「協会」という。）は、広島県内のパラスポーツの普及や競技力向上等によるパラスポーツの振興を図るため、パラリンピック・デフリンピックを含む国際大会や国内のトップクラスで活躍する選手の育成、強化を行うものとし、協会定款第51条に基づき設置された専門委員会の意見を聞いて、強化指定選手の選考及び支援のために必要な基準を定める。

2 選考対象

対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 広島県内に居住し、パラスポーツの活動拠点を県内に置く者、または広島県内に所在する団体に在籍し、パラスポーツの活動拠点を県内に置く者。
- (2) 健康上の問題がなく、競技を行う上で心身ともに適した状態であることが確認できた者。
- (3) 定期的に練習をしており、競技に真摯に取り組んでいること。
- (4) 県内のトップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、広島県の代表となり得る者。

3 選考基準

定期的に練習を実施しており、指定該当クラス以上の大会に出場するため、競技に真摯に取り組んでいること。

競技性の高低を踏まえ、次の（1）から（3）までの指定区分とする。

(1) S強化指定選手

- I パラリンピック・デフリンピック・Virtus 国際競技大会もしくは同等の大会に出場し、今後とも競技を続け競技力向上を目指す選手。

(2) A強化指定選手

- I 現在、中央競技団体の強化指定選手または、育成選手に指定されている選手
- II 今後、国際大会への出場が期待でき、特に会長が認める選手

(3) B強化指定選手

- I 直近の大会実績がパラリンピック・デフリンピック・Virtus 国際競技大会もしくは同等の大会の入賞記録と大差ない記録で入賞実績があること（各中央競技団体が認定した公認大会に限る）
- II 今後、国内大会で好成績が期待でき、特に会長が認める選手

4 支援の内容

- (1) ランク別に応じて、必要補助経費の支給を行う。対象経費は以下のとおりとする。対象経費の詳細は決定した者に改めて通知する。

- I 海外合宿および国内合宿の参加経費（交通費、宿泊費、保険料等）
- II 国際大会および国内大会の出場経費（交通費、宿泊費、保険料等）
- III 運動機能の維持増進、競技力向上を図るために必要な競技指導、健康指導・栄養指導、トレーニング

グ指導に要する経費（コーチ・トレーナー・栄養士への報償費等）

※Ⅰ～Ⅲに関しては、年間計画を提出する。また、実績報告書（収支報告）を行うこととする。

(2) 上記(1)とは別にメディカルチェックなど医療サポートに要する費用負担

5 選考人数

予算など諸条件を勘案し専門委員会でその都度決定する。

6 選考方法

(1) 選考は、選考対象を満たした者の中から原則、競技力の高い順に選考する。

ただし、競技力で判断できない場合はレポート内容も選考する際の参考とする。

(2) 大会等への参加実績、成績等総合的に判断し、専門委員会で最終決定を行う。

7 強化指定選手の決定

(1) 強化指定選手に決定した者には、協会事務局より決定通知を行う。

(2) 決定通知後、承諾書・調査書等の提出をもって正式決定とする。

(3) 個人情報の使用について選手の支援にあたり、個人情報を関係機関内で共有する必要があるため、本人（または保護者）の承諾を得る。

8 支援にあたって

(1) 年間計画の提出

日常の練習計画や、大会・合宿への参加、指導者の有無等年間計画の提出を行う。内容に不明な点等がある場合は事務局から選手へのヒアリング・再提出を求める場合がある。

※年度途中に大きな変更がある場合は、再度提出をする。

(2) 実績報告書（強化費申請書）の提出

強化費申請書に関係書類を添えて事務局へ強化費の申請を行う。内容に不明な点がある場合は、事務局からヒアリングを行う。その際、実績内容や報告に不備があったり、年間計画と大きな相違がある場合、経費の支給が一部または全額行われぬ可能性がある。

9 強化指定選手の遵守事項

強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合は書面にてその理由を申し出て了承を得なければならない。

(1) メディカル・フィジカルチェックの受診

(2) 強化費の執行（強化費申請書の提出）・練習状況報告

(3) インテグリティ研修への参加

(4) 健康など医学的状況変化の報告

(5) 各中央競技団体が定める諸規定に則った活動

(6) トップアスリートとしての礼儀と規律

10 強化指定の途中解除

強化指定された選手は諸般の事情により競技の続行が不可能になった場合や、上記に定めた遵守事項を逸脱し、強化指定選手としてふさわしくない行為があった場合は、専門委員会で調査し、専門委員会

の意見を聞いて協会会長が決定するものとする。

11 強化指定期間

原則、強化指定選手の選考は年度ごとに行い、決定した翌年度1年間とする。

12 その他

社会情勢等の事情により、当基準に則ることができないと判断された場合はこの限りではない。

附則

この選考基準は、平成28年10月19日から施行する。

附則

この選考基準は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この選考基準は、令和元年11月12日から施行する。

附則

この選考基準は、令和3年10月27日から施行する。

附則

この選考基準は、令和5年 3月 3日から施行する。